

○松原専門官 定刻となりましたので、ただいまから「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会」を開催いたします。

本日は御多忙のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。
本日の会議は、5名の委員より御欠席の御連絡を受けております。

また、石見委員からは、所用によりおくれて出席予定との連絡を事前に受けております。

現時点におきまして、新開発食品調査部会の委員14名中8名の委員に御出席いただいておりますので、今回の部会が成立することを御報告いたします。

また、本日は3名の参考人に御出席いただいておりますので、ここで御紹介いたします。

全国消費者団体連絡会事務局長で食品衛生分科会委員の浦郷参考人でございます。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物機能利用研究部門遺伝子利用基盤研究領域長で遺伝子組換え食品等調査会委員の田部井参考人でございます。

日本生活協同組合連合会組織推進本部長で食品衛生分科会委員の二村参考人でございます。

利益相反に関する規定に基づきまして、特定の品目に関する審議を行う際には、利益相反の有無について確認をし、その確認書につきましてホームページ上で公開することが定めておりますが、本日の部会は特定の品目に関する審議ではないことから、これに該当しないことを申し添えます。

会議の頭撮りはここまでといたします。撮影されております報道関係者におかれましては、傍聴席までお戻り願います。

続きまして、本日の配付物の確認でございます。

薬事・食品衛生審議会ではペーパーレス化の取り組みを行っており、当初、本部会もタブレットを使用する予定でございましたが、機材の調達ができませんでした。そのため、今回の会議は紙資料を用いた会議に変更させていただきます。申しわけございません。

それでは、お手元をごらんください。資料といたしまして、議事次第、委員名簿、座席表のほか、議事次第に記載されておりますとおり、資料1から資料3を配付しております。また、机上配付資料といたしまして、資料3の報告書案に調査会からの変更点の部分を黄色くハイライトしたものを用意しております。そのほか委員必須事項連絡書を配付しております。

資料の乱丁落丁等がございましたら、会議の途中でも結構でございますので、事務局までお申しつけください。

配付物の説明につきましては、以上でございます。

以降の議事進行につきまして、寺本部会長にお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○寺本部会長 それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

まず、前回の部会における議論の確認として、資料1の説明を事務局からお願いいたします。

○三橋専門官 資料1「前回の新開発食品調査部会での主な意見等」ですが、情報提供を求める仕組み（届け出）に関しましては、届け出は情報収集、データ蓄積等の目的で実施するものであるが、その実効性を担保し、国民の持つ不安を解消するために、届け出を義務化するべきではないか。

届け出が任意だと、表示もされないのではないか。

届け出は過度な負担とならないような仕組みとすることが大切。

届け出情報の公開は消費者への情報提供。

公開する情報は、届け出の実効性の確保の観点や特許との関係にも考慮して検討すべき。

輸入食品については、国際的な動向をチェックすることが重要といった意見がございました。

また、リスクコミュニケーションについては、ゲノム編集技術について、国民のコンセンサスが重要。

ゲノム編集技術自体の理解を進めることが重要といった意見がございました。

○寺本部会長 ただいま事務局のほうから情報提供を求める仕組み、それから、リスクコミュニケーションについての前回部会での主な意見などの報告がございましたけれども、追加等、何かございましたらいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、前回部会で意見があった届け出のあり方に関して、事務局のほうで食品衛生法上の特定の食品に係る規制及び措置に関する考え方についての資料を準備したということでございますので、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○三橋専門官 資料2をごらんください。資料2「食品衛生法上の特定の食品に係る規制及び措置に関する考え方について」ですが、食品衛生法においては、枠内の食品衛生法第1条のように、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることとされております。

次に、食品衛生法における特定の食品に取扱いに関する規制としては、こちらも下の枠内の食品衛生法第7条のように、①公衆衛生の見地から人に有害またはその疑いがあるものの販売の禁止、第11条のように、②規格

及び基準が定められた食品についてはその規格及び基準に反する食品の取扱いを禁じるものがございます。

また、平成30年食品衛生法改正により、届け出に類似する制度として、枠内の改正法第8条のように、特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報に関して事業者からの報告を求める制度の創設が予定されております。このように、食品衛生法においては、特定の食品に係る規制等の措置を講ずるに当たっては、実際の健康被害情報や科学的知見に基づき判断する必要がございます。

前回御議論いただきましたゲノム編集技術応用食品に係る届け出を食品衛生法上の義務とすることについても、その必要性を検討する必要がございます。

これまでの議論においては、届け出を求める必要性として、新たな技術を利用して得られた食品であることから、知見の蓄積も含め、状況把握を適切に行うこと、また、措置を講じることで消費者の安心の確保や理解を得ることが挙げられております。その一方で、届け出を求めることとなるゲノム編集技術応用食品のDNAの変化は、食品衛生法上特段の規制が設けられておりません「従来の育種技術」によって得られたものの範囲内と考えられるとされております。

このようなことを踏まえますと、あくまで現時点での状況ということでございますが、食品衛生法上の規制等を実施する根拠となる科学的知見は乏しく、「公衆衛生の見地」から強制力を持った制度を設けることは適当ではないと考えられます。

食品衛生法に根拠を持たなくても、届け出を求めることは可能でございます。この届け出の実効性をどのように高めていくかということで、以下を記載しております。

ゲノム編集技術応用食品に係る届け出の実効性を高める取り組みについて。

ゲノム編集技術応用食品に係る届け出を求めることを開発者等に認知してもらうことが重要でございます。このため、厚生労働省のホームページ（英語版を含む）や、都道府県等や文部科学省、農林水産省、環境省等の関係省庁、関係事業団体、在京大使館を通じた周知を図ることを考えております。

さらに、届け出されていないゲノム編集技術応用食品が事後に確認された場合には、そのこともわかるように当該食品等の情報を公表する。新たなゲノム編集技術応用食品の検知法が開発された場合には、食品等の試買調査等を実施するといったことも対応できないか検討しており、これらに

より、届け出の実効性が十分確保されるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○寺本部長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明で何か御質問等はございますでしょうか。大体、大きな方向性が今、示されたと思います。

栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 新しい技術だからこそ、このように会議が開かれているわけですね。法律的なことになってしまうと、その範囲とかがもしかしたら間違っているのかもしれないですけれども、食品衛生法によらなくても高める取り組みで実効性が担保されるのではないかという下の2つも、検討するとかという段階で、図ることを考えているとかそういう段階で、確実にこれが行われるわけではないので、これでいいのかなというのがちょっと私には、そうか、これがされるなら大丈夫とか、これなら大丈夫という実感がありません。

ごめんなさい。もしかしたらこれでいいのかもしれないですけれども、そういうことをちゃんと確実に、ああそうかと思えないものですから、意見というか思いを述べさせていただきました。

○寺本部長 吉田課長、どうぞ。

○吉田課長 御指摘どうもありがとうございます。

法的な根拠を持った届け出にするかどうかということにつきましては、確かにゲノム編集技術は概念としては新しい技術なのかもしれませんが、これまでの科学的な評価につきましては、今回用意いたしました資料のとおり、ゲノム編集技術応用食品のDNAの変化につきましては、現在、食衛法上の特段の規制が設けられていない従来の育種技術によって得られたものの範囲内であるという御評価をいただいているところでございます。そのことを考えますと、現時点において食品衛生法上の規制を実施する根拠となる科学的な知見という面では乏しいと言わざるを得ないのかなということで、こういう整理をさせていただいています。

ただ、法的な面ではそうかもしれませんが、私ども事務局としては、ここに書いておりますような実効性を高める取り組みについては、とりあえずこういうことを今、考えているということでございますので、もし部会のほうから、こういうことを実効性を高めるために必ずやるべしということを経済報告書の中に盛り込んでいただければ、当然、その報告書に沿って私たちが検討させていただきますので、もしよろしければ、部会の総意といいますか、部会の御意向としまして、実効性を高めるようなことを厚労省はすべしということをお願いさせていただくことで御理解いただくのであれば、

そういう形にしていいただければ大変ありがたいかなと思っております。

○寺本部長 恐らく法的規制をする範疇に入らないということで、ならば、実効性を上げるような方法論を何か考えるべきではないかと。その御意見をきょういただきたいということだろうと思うのですけれども、そのようなことでよろしゅうございますか。

恐らく、これからそういった議論をしていかなければならないと思うのですけれども、そこに向けて今のまとめのような形のものが出たわけですが、もしよろしければ進めたい。

中島委員、どうぞ。

○中島委員 ゲノム編集の技術が従来の遺伝子組換えと違って法的に規制するのが難しい理由は、外来の遺伝子が含まれていない以上、確実な検出手段がないということです。法的に義務化するというのは、つまり、うそをついたやつを確実に検出して罰するということが必要なので、だから法的ということにもなります。だから、今回は義務化ではなくて任意でやらざるを得ないというのは仕方がないかなと私も思います。

だけれども、任意ではあってもどうやってにらみをきかすかと。そういうことを多分、当局としては考えておると思うのですが、このアイデア、特に現在の技術では検出できなくても、新たにゲノム編集技術応用食品の検知法が、つまり、今、技術の進歩は日進月歩ですので、これで将来開発される技術をもって検出すると。そのときにばれたら、それは周知するとまで言っているわけなので、今はごまかせるかもしれないけれども、将来はごまかしたやつは、将来の技術で検知されて怖い呼び出しがかかると。あげくの果てにホームページでそれをさらされるということなので、私は、これはかなりの脅しになろうかと思うのです。これよりもいい手段は、現状では余り私としては思いつきませんがという感想なのですが。

○寺本部長 どうもありがとうございます。

確かに検証法がないので、法的な罰則はなかなか難しいということがあるだろうと。ならば、それをかなり実効性の高いものに持っていくことが考えられるのではないかとということだろうと思うのですけれども、そこはしっかりとやっていくと。

それから、この文言はすごく重要で、今おっしゃったように、もしも将来的にそういうことがわかったときは、それなりのことがあるということを引きちんとうたっていただくということは重要かと思えます。よろしゅうございますか。

神田先生、どうぞ。

○神田委員 ゲノム編集でつくった生物の取り扱いに関するお願い事項がしばらくす

ると環境省から出ますね。そこで、作物等に関しては情報を届け出る義務というか、情報を届け出たら、そこから使用が可能になるということで今、動いていると思うのです。だから、大もとの食品になる前の穀物にせよ何にせよ、栽培する段階でどうやってつくったものか等の情報は、環境省なり厚労省なりに必ず上がるのです。一応そういう仕組みになっているので、全く情報なしということにはならないですね。

○寺本部長 その辺も後ほど、そういった技術とか、会社とかそういったところの情報開示ができるものとできないものがあると思うので、担当省に関してはそれがわかるようにしておいていただいて、後々それが問題になったときにきちんと検証できるようにしていただく。これも当然のことだろうと思います。届け出というのは恐らくそういうことだろうと思います。ただ、それを公表されるのはどの範囲かということが大きな問題になろうと思います。

浦郷参考人、どうぞ。

○浦郷参考人 実際の被害が出るわけでもないし、検証することもできないということで、今の食品衛生法上では規制できないというお話だったのですけれども、やはり新たな技術であって、この先どういうことが出てくるかもわからないような技術でもあるので、私は、食品衛生法第1条の国民の健康の保護を図ることを目的とするということから考えると、検証できないからとか、被害状況がないからということではなく、そこを考えるとやはり法律で規定することもできるのではないかなと。

もし、1条のこの文言から難しいということであれば、1条自体を少し変えろとか、そういうところまで考えてもいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○寺本部長 はい。

○吉田課長 また繰り返しになりますけれども、ゲノム編集技術の位置づけと申しますか、考え方をどう捉えるかという問題になるのだろうと思っております。新しい技術だからといって、それが全て届け出という話になるものではない。それをいいますと、今でもいろいろな育種技術をやっておられるわけですが、それもある面、新しい技術であるわけでございますので、それが現状において、食品衛生法上の届け出なく通常の市場に流通しているということに鑑みますと、特段、ゲノム編集技術で、かつ、今回特に議論しておりますのは、そういったものが従来の育種技術の範囲内であるという評価をいただいているわけでございますので、それを単に新しい概念の技術だからということで、法に基づく根拠を持った届け出にするというのは、さらにそれをもって食品衛生法の根拠規定と申しますか、第1条までいじ

るというのは、なかなか現状難しいかなと思っております。

ただ、さはさりながら、私どももそれを野放しにするというわけではございませんで、法的な根拠がなくとも、行政指導にはなりますけれども、当然開発者に対しては届け出を求めると。それをさらに大事なことは、いずれであっても実効性を高めるといいますか、必ず届け出をしてもらうということが大事だと思っておりますので、今回御提案しておりますような、今後、新しい検知法が見つかった場合には、さかのぼって調査をかける可能性もあるとか、あるいは情報提供の一貫ではございますけれども、事後に届け出されていないゲノム編集食品がわかった場合にはその食品も公表する。そういったようなことも取り組むことによって、実質的な義務化相当の措置が私どもとしてはとれているのではないかと考えておりますので、ただいまの御意見に対しましては、事務局としてはそういう考えで対応させていただきたいと考えております。

○寺本部会長 どうぞ。

○浦郷参考人 実効性を担保するというのをおっしゃいましたけれども、担保するのは、やはり義務化しないと担保できないのではないかと思います。

あと、DNAの変化、従来の育種技術によるものの範囲内ということをおっしゃっていますけれども、結果的にはそうだと思いますが、ゲノム編集技術のやり方は、やはり作為的にDNAの設計図を書きかえるという技術ですね。将来何があるかわからないので、そのための知見を集めるためということも一つ目的で、今回、情報を集めましょうというお話になっていると思いますけれども、この先、意図的に何かよくないものをつくられるという可能性も全くないとは言い切れないのではないかとということもちょっと思います。

ですから、届け出の義務化は私は必要だと思っていますし、前回の部会のところで、届け出義務化、または届け出に強制力を持たせることが必要だという意見が複数あったと思うのです。ただ、この報告書での修文は、私は不十分だと思っておりますので、そこについてはまた後で報告書のときにお話ししたいと思います。

○寺本部会長 どうもありがとうございます。

これはこの前も議論があって、大分難しい問題で、今、お話がございましたように、なかなか法的規制を設けるとなると、法的に規制する手段とか、そういったことも必要になってくるので、そこをどう考えていくかということと、届け出をきちんとするということに関しては、こういったことに対して実際にあるのだということを出すわけなので、むしろ逆に言えばかなり透明性が高くなるという、この2つの面があるので、その辺

は届け出をどの程度強制的というか、ある程度強制的に近い形にすること、今回、まずとりあえず考えておいて、議論を進めさせていただいて、最後のところでもう一回その辺の議論をさせていただきたいと思えます。

それでは、今、お話にございましたように、こういった議論を踏まえまして、事務局で準備していただいた部会の報告書、これは案でございますが、これについて確認していきたいと思えます。資料3について事務局から御説明をお願いしたいと思えます。よろしくお願いたします。

○三橋専門官 では、資料3をごらんください。「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会 報告書（案）」でございます。

ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生法上の取扱いについて。

「1. 検討に至るまでの経緯」。

組換えDNA技術応用食品等については、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準において安全性審査の手続を経たものでなければならないとされております。

昨今、新たな育種技術として、いわゆる「ゲノム編集技術」を用いて品種改良された農産物等が開発され、食品等として流通し得る段階を迎えております。当該技術は導入遺伝子が残存しない等の理由により、食品衛生法上の「組換えDNA技術」に該当しない可能性があり、その取扱いについて議論が必要とされています。

このような中、平成30年6月に閣議決定された「統合イノベーション戦略」においては、ゲノム編集技術の利用により得られた農作物や水産物等の食品衛生法上の取扱いについて、平成30年度中を目途に明確化することが求められています。

このため、こうしたゲノム編集技術を利用して得られた食品等が組換えDNA技術応用食品等と同様に、食品衛生法に基づく安全性審査等の措置を講ずるべきかなど、食品衛生上の取扱いについて検討する必要が生じていた。

「2. 検討の内容」。

上記のような状況を踏まえ、まず、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会において、喫緊の課題となっているゲノム編集技術応用食品について、消費者団体を含む関係団体の意見を聞きながら、食品衛生上の取扱いについて技術的な観点から検討が行われ、調査会報告書が取りまとめられた。

その後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会では、この調査会報告書をもとに、さらに、関係団体の意見も聞きつつ、食品衛

生上の取扱いに係る議論を進めた。

部会においては、調査会が、ゲノム編集技術応用食品の食品衛生上の取扱いを考える上で、以下のような事項に特に留意しながら、ゲノム編集技術応用食品中の塩基配列の状況に着目し、また、選抜する育種過程を経ることを考慮しつつ、自然突然変異または人為的突然変異誘発を利用した従来の育種技術と比べた安全性について議論し取りまとめた調査会報告書について基本的に妥当とした。

1～数塩基の挿入、置換、欠失及び自然界で起こり得るような遺伝子の欠失は、ゲノム編集技術で特異的に起こるものではなく、自然界においても生じている上、従来から用いられている突然変異を誘発等する育種技術で得られる変化との差異を見きわめることは困難であること。

ゲノム編集技術における標的部位以外への塩基配列の変異の導入が発生することを前提とすべき。しかしながら、従来から用いられている突然変異を誘発するなどの育種技術においても多くの部位で塩基配列の変異が発生しており、ゲノム編集技術におけるオフターゲットとの差異を見きわめることは困難であること。

全ゲノム塩基配列におけるオフターゲットを完全に解析することは、精緻なリファレンスが存在しない生物種が多いこと等により、現状においてこれを実施することは困難であること。

スウェーデン・カロリンスカ大学及びノバルティス社の研究は、ゲノム編集技術が発がん性を促進することを示したのではないこと。

ゲノム編集技術におけるオフターゲット等で、当代においては検知されない読み枠のずれによる何らかの悪影響が発生する可能性は十分に考慮する必要があるが、従来の育種技術を用いた場合と同様、品種として確立するための継代、育種過程における選抜育種を経ることで、そうした影響は一般に排除されると考えられること。

その上で、部会では調査会の考え方を基本的に妥当としつつも、ゲノム編集技術応用食品に関する情報・データの蓄積等の観点も含め、開発者等からの届け出の実効性の確保、届け出すべき情報、届け出情報の公開のあり方、ほかの育種技術や他法令との関係を含めた、国民の理解を深めるための取り組みを中心にさらに議論を深め、ゲノム編集技術応用食品等について、以下のように取り扱うことが妥当であると考えた。

「3. ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いに係る考え方」。

上記1. 及び2. を踏まえ、ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いに係る考え方については以下のとおりとする。なお、今回の想定した範囲内にはないと考えられる新たな育種技術を利用して得られた食品等

については、必ずしも以下に示す考え方と同様に扱えるものではないことに留意が必要である。

(1) ゲノム編集技術応用食品の食品衛生上の取扱い。

ゲノム編集技術応用食品の中で、導入遺伝子及び一部が除去されていないものは、組換えDNA技術に該当し、規格基準に基づく安全性審査の手続を経る必要があること。

ゲノム編集技術応用食品の中で、導入遺伝子及びその一部が残存しないことに加えて、人工制限酵素の切断箇所の修復に伴い塩基の欠失、置換、自然界で起こり得るような遺伝子の欠失、さらに結果として1～数塩基の変異が挿入される結果となるものは、食品衛生法上の組換えDNA技術に該当せず、また、それらの変異は自然界で起こる切断箇所の修復で起こる変異の範囲内であり、組換えDNA技術に該当しない従来の育種技術でも起こり得ると考えられることから、組換えDNA技術応用食品とは異なる扱いとすると整理することは妥当であること。

他方、開発した食品が従来の育種技術を利用して得られた食品と同等の安全性を有すると考えられることの確認とともに、今後の状況の把握等を行うため、当該食品に係る情報の提供を求め、企業秘密に配慮しつつ、一定の情報を公表する仕組みをつくるのが適当であること。

情報の提供を求める仕組みについては、開発者等に対して必要な情報の届け出を求めるのが適当と考える。

届け出については、該当するゲノム編集技術応用食品のDNAの変化が従来の育種技術によって得られたものの範囲内と考えられること、新たな技術に対する入念的な状況把握の目的であること、従来の育種技術によって得られたものと判別し検知することが困難と考えられることがある一方、ゲノム編集技術応用食品に係る情報・データの蓄積や新たな育種技術に対する消費者等の不安への配慮も必要であることから、現時点では法的な義務化にはそぐわなくとも、厚生労働省は、届け出の実効性が十分に確保されるよう対応するべきである。

また、開発者等から届け出のあった情報は、薬事・食品衛生審議会（調査会）に報告し、届け出情報の概要を公表することが妥当と考えられること。

開発者に求める情報は、以下のものとする。

ア. 開発したゲノム編集技術応用食品の品目・品種名、利用方法及び利用目的。

イ. 利用したゲノム編集技術の方法及び改変の内容（標的遺伝子、標的遺伝子の機能やその変化、形質への変化、また、その変化が育種過程の前

後で維持されているか等)。

ウ. 確認されたDNAの変化(オフターゲットによるDNAの変化を含む)が新たなアレルゲンの産生及び含まれる既知の毒性物質の増強を生じないこと、その他ヒトの健康に悪影響を及ぼすことがないことの確認に関する情報(確認時点及び確認方法の情報を含む)。

エ. 導入遺伝子及びその一部の残存がないことの確認に関する情報。

オ. 特定の成分を増強・低減させるため代謝系に影響を及ぼす改変を行ったものについては、当該代謝系に関連する主要成分(栄養成分等)の変化に関する情報。

公表する届け出情報の概要は、届け出者情報を含め、以下のものとする
こと。

ア. 開発したゲノム編集技術応用食品の品目・品種名、利用方法及び利用目的、利用したゲノム編集技術の方法、遺伝子の改変の概要。

イ. 確認されたDNAの変化がヒトの健康に影響を及ぼさないことを確認したことの概要。

ウ. 特定の成分を増強・低減させるため代謝系に影響を及ぼす改変を行ったものについては、当該代謝系に関連する主要成分(栄養成分等)の変化の概要。

なお、ゲノム編集技術の定義、提供を求める情報及び公表する届け出情報の詳細については、届け出の実効性を確保する観点も含め、運用開始時まで引き続き検討すること。

開発者等は、開発する食品の導入遺伝子の残存の有無をサザンブロットや次世代シーケンス解析等の適切な方法を用いて確認し、組換えDNA技術に該当しないことを判断するとともに、標的遺伝子以外の切断について、オフターゲットが起こる蓋然性の高いと推定される配列を検索ツール、例としてCRISPR direct等の適切な複数の検索ツールを必要に応じて組み合わせること等を用いて把握し、その部位におけるオフターゲットの有無を確認する必要があること。また、標的部位及び上記で確認されたオフターゲットの部位の変異により新たなたんぱく質が出現しアレルゲンの産生や既知の毒性物質の増強等を示さないかを十分に確認する必要があること。

なお、届け出に際し、塩基配列から組換えDNA技術への該当性(組換えDNA技術応用食品としての安全性審査の要否)やアレルゲンの産生、既知の毒性物質の増強等の確認結果の判断が困難と考えられる場合は、厚生労働省に相談すること。組換えDNA技術への該当性やアレルゲンの産生等の確認に係る相談結果に応じ、安全性審査を受ける必要性が生じる場合があること。

開発者等が、開発したゲノム編集技術応用食品等の安全性に関し厚生労働省に相談できる仕組みを設けること。

(2) ゲノム編集技術によって得られた生物を利用して製造された添加物の取扱い。

添加物については基本的に成分規格が公定されているという前提に立ち、食品と同等あるいはそれより緩和した取扱いにすることが適当であること。

ゲノム編集技術によって得られた生物を利用して製造された添加物であって、利用した技術が組換えDNA技術に該当するものは、規格基準に基づく安全性審査の手続を経る必要があること。

ゲノム編集技術応用添加物であって、利用した技術が組換えDNA技術に該当しないものについては、食品における取扱い同様、情報の提供を求めることとし、添加物に特有な情報も含め必要な届け出を求めること（添加物についても、提供を求める情報、公表する届け出情報の詳細は、運用開始時まで引き続き検討すること）。

ただし、高度精製添加物に相当するものは、遺伝子組換え添加物の安全性審査に係る手続が緩和されているといった状況を踏まえると、情報の提供を求めることも要さないとするのが妥当であること。

なお、組換えDNA技術応用添加物における現状の整理を踏まえ、微生物におけるセルフクローニング、ナチュラルオカレンスに該当するものは、ゲノム編集技術応用添加物においても情報の提供を求めないとするのは妥当であること。

(3) その他留意事項。

組換えDNA技術も含めセルフクローニング及びナチュラルオカレンスの取扱いについては、今後の事例及び知見の積み重ねにより適宜判断すべきであり、将来的な課題と考えられる。

なお、これを議論する際には、組換えDNA技術とゲノム編集技術の整合性のとれたものとするよう検討するべきという意見があった。

「4. その他必要な取組」。

ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いを明確化すること以外に、以下の事項についても取り組む必要がある。

(1) リスクコミュニケーションの推進。

ゲノム編集技術応用食品等に関する消費者等の十分な理解を深め、また従来からの組換えDNA技術応用食品との関係について混乱を生じさせないようにすることが重要である。

このため、ゲノム編集技術、組換えDNA技術及び従来の育種技術それぞれの内容や、継代や選抜育種という過程を経るといった育種技術の実際やその

動向に関する情報、食品衛生法と他法令との相違等の情報の提供を含め、リスクコミュニケーションの取り組みを一層推進する必要があること。

(2) 調査研究の推進。

検知法を含め、さらなる技術開発の進展等が見込まれること、また、現時点で想定されなかった食品衛生上の問題が生じる可能性がないとは言えないことから、引き続き、厚生労働科学研究等を通じてゲノム編集技術関連の食品衛生に関する調査研究の推進に努めること。

(3) 諸外国における取扱いを含め新たな知見等が得られた場合の取扱いの見直し。

食品の多くを輸入している我が国の状況も踏まえ、諸外国における食品衛生の観点からの取扱いの検討状況について注視すること。

また、(2) 調査研究の推進を含め、国内外の安全性に関する新たな科学的知見が得られた場合には、必要に応じて上記取扱いの見直しを検討すること。

以下、参考です。

以上でございます。

○寺本部長 とうもありがとうございます。

それでは、これから各項目ごとに先生方の御意見を伺いたいと思います。

最初の「1. 検討に至るまでの経緯」に関しまして、何か御意見等はございますでしょうか。これは事実をずっと述べているわけでございますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、次の「2. 検討の内容」につきまして、これに関しましてはいかがでしょうか。こういうことが部会でいろいろと検討されたということだろうかと思えます。よろしゅうございますか。

では、基本的な考え方ということで、「3. ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いに関する考え方」ということでお話をいただきましたが、これは幾つかに分けて議論していきたいと思えます。

まず(1)のゲノム編集技術応用食品の食品衛生上の取り扱いという項目に関して御意見いただけたらと思えますが、いかがでしょうか。

浦郷参考人、どうぞ。

○浦郷参考人 先ほども申し上げましたが、前回のところでは義務化という意見が多数あったのですが、それが反映されていないなというところもあります。

一番下の○の段落のところですね。やはり義務づけるという文言は報告書に書き込んでほしいなと思えます。その上で法律にどのように書き込むか。法律に規定することが難しいという整理になれば、では、実質的に義

務化にするにはどのような仕組みにすればよいかというのを、この後、時間をかけて考えて進めていくべきだと思います。ですので、義務化と書いたから必ずしも法律上に規定するというのではなくて、でも、やはりこの報告書においては入れていただきたいと思います。

修文としては、最初のところです。「情報の提供を求める仕組みについては、開発者等に対して必要な情報の届け出を義務づけることが適当と考える。」と書き換えてほしい。「求めることが」と書いてありますけれども、「義務づけることが適当と考える」というように。

○寺本部長 済みません。今、おっしゃっているのは、3ページ目の一番下の○の、開発者等に対して必要な情報の届け出を求めることが適当と考えるというところの文言ですね。

○浦郷参考人 求めることがというのを、義務づけることがというふうに。

○寺本部長 義務づけることが適当と考える。

○浦郷参考人 はい。

それと、その下のほうです。現時点では法的な義務化にはそぐわなくともというのは削除していただきたいと思います。その後のところで「厚生労働省は」の後に、「法的義務化と同等の届け出の実効性が十分に確保されるよう対応すべきである。」できれば法的義務化あるいはそれと同等にと入れてほしいのですけれども、法的義務化の規定までは難しいということでも、実質的な義務化ということは、ここでは一致している意見だと思いますので、少なくとも義務化という言葉は入れてほしいなということ。

あと、法的義務化と同等に届け出の実効性が十分に確保されるような対応というのが具体的にどういうものかというのがイメージできなくて、多分それは行政通知とかそういうことになるのだろうと思うのですけれども、そこら辺も少しイメージができるように、できれば書き込んでいただきたいなと。そこはどういう文言で書けばいいのかわからないのですけれども。

以上です。

○寺本部長 いかがでしょうか。

中島委員、どうぞ。

○中島委員 法的義務化と同様のというと、そうすると、法的なものであれば実効性を担保するためには当然刑事罰というものがあるわけで、罰金もしくは禁固刑になります。でも、それは当然法の改正が必要になります。役所というのは書いてあることはできるけれども、法律を勝手につくることはできませんから。

これにこだわると、今度は法律をつくるということになると、どういう法律がいいのか、どのように改正したらいいのかと細かいところを詰めて、

それに対して徹底的にシミュレーションをして、どういう場合が該当するか。その場合でも、次から次へと新しい技術が開発されてくるわけだから、あれにもこれにも対応するとなるとどんどん遅くなります。一通りできたところで、今度は文章の専門家等にコンサルして、今度はどの国会に上げてということになって、国会がもめていればなどということを見ると、2年や3年とかそういう年単位の時間がかかります。現時点で危険が見えているのであれば、それはやるべきだと思うのですけれども、そうでない段階で法的な改正にこだわると、むしろゲノム編集は今すぐに商品化できそうなもののほうが先にでき上がっていて、いつ市場に出てくるかわからないという状況だと思いますので、法律をつくるのに手をこまねいている間にどんどん市場に出てきてしまいますと、一番まずい野放し状態になる。野放し状態を誘発するのではないかと、私はむしろそちらのほうが怖いと思います。

なので、役所がすぐできるのは、行政指導は別に法律をいじらなくてもすぐできますから、なるだけ役所的に怖い書き方で、任意ではあっても事実上義務に見えるくらい怖い書き方で届け出制を一刻も早く敷くほうが重要だと思って、法的な根拠にこだわると、繰り返しになりますけれども、ここで2～3年のおくれは、むしろそちらのほうが怖いと私は思うのです。

○寺本部長 いかがでございましょうか。

私も、届け出を現時点でとにかくきちんとはっきりさせておくということはすごく重要なことだと思うのですけれども、その先に、やはり義務化の方向が見えてくるということが重要なことと思っているのです。ですから、現時点ではということで実効性が十分担保される。将来的にはそれが義務化になる可能性は十分あるということをおわせるような文言になることは重要かと思っておりますけれども、やはり義務化になるかならないかというのは非常に大きいと思うのです。でも、今、中島先生がおっしゃったように、それに対して、やはりそれに対応するだけの方法論がなければならぬと思うので、そのところはこれから少し検討していただくというふうにしてステップを踏んだほうがよろしいかなという気がするのですけれども、この辺はいかがでございましょうか。

どうぞ。

○浦郷参考人 よくわかっていないのですけれども、法律がちゃんとできないと、ゲノム編集技術を利用した食品がどんどん市場に出てきてしまうということなのではないでしょうか。

○中島委員 今すぐ売れそうなものというのが実は幾つも既に開発されておりますので、日本国内であればらみはきくと思うのですけれども、これを何年か

待っていると、多分どこかの国、あちこちの国がこれを認可して、それが流通するようになると思います。それが今度、日本に入ってきたときにどうなるか。その時点で手をこまねいていて、任意の届け出の制度すらできていないということになると、一番まずい野放し状態に本当になるのではないかと思います。

しかも、あげくの果てに、先ほど役所のほうから、法的なとかには根拠が薄弱であるとおっしゃっていましたが、ということは、実際に法制化の作業を進めると、これは本当に法制化する必要があるのかなのかというところでもめて、結局のところ却下される可能性すらあるので、そんなところで時間を使っている場合ではないと思います。むしろやれることから、任意ではあっても、とにかく届け出制度を敷くというのは役所の一存でできますので、むしろさっさとやれというほうが食の安全を担保できると私は思います。

○寺本部会長 栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 前にお話を聞いたのかもしれないですけども、すぐ市場に出回るのを待っているようなというか、出回ってもいいような状況の食品は、全くイメージが私なんかには湧かないのですけれども、例えばどんなものを言っていらっしゃるのでしょうか。

○中島委員 例えば、涙の出ないタマネギとか、色の違う真っ白いマッシュルームとか、幾つもできております。

○栗山委員 そういえばこの間伺いましたね。

もう一ついいですか。最初に書いてある法律なのですけれども、食品衛生法とか規格基準というのは、一番新しい改訂がされたのはいつなのでしょうか。

○吉田課長 一番直近は、ここで御紹介いたしておりますけれども、昨年6月でございます。

○栗山委員 ありがとうございます。

それには、これに類することは全く書かれていないということですか。

○吉田課長 御指摘のとおり、ゲノム編集技術応用食品のことについて、法律事項として議論されたわけではございません。

○寺本部会長 石見委員、どうぞ。

○石見委員 法的な整備はなかなか大変だということで、通知レベルでということなのでしょうか。

○吉田課長 まさにそのとおりでございます。先ほど来の御議論でございますけれども、報告書の文言の話で申し上げれば、情報の届け出を求めるという言葉は、開発者に対してすべからく要請するということですので、そういう意

味では、求めるという言葉は当然、実質的な義務化的なことを念頭に置いた表現だと役所的には捉えさせていただいております。

その上で、先ほど来ございますけれども、法律の中での届け出というのは、今回御紹介したようなものも含め、ほかにも例えば輸入の届け出でありますとか、食中毒関係の届け出とか、法律で定められたものがございます。ただ、その場合には、実際の健康被害が起こっているとか、あるいはその蓋然性が極めて高いとか、そういった届け出については法律の中で規定することができるのですけれども、今回のようなものについては、ゲノム編集技術応用食品そのものが、健康被害が起こる蓋然性が高いのかというところまでの科学的な知見がまだ十分に醸成されていないという状況でございますので、これを法律事項の中に規定しようとするすると、それを法律事項としてできるのかという相当慎重な議論がなされる。まさに中島先生がおっしゃったとおりの状況になるのだらうと思います。

そういったことから、この報告書の中では、現時点では法的な義務化にはそぐわないという表現ぶりにならざるを得ないと思っています。その上で、私どもに対しましては、届け出の実効性が十分に確保されるよう対応すべきであると部会のほうから言っていただければ、出すのは行政指導の通知かもしれませんが、先ほど御紹介したような方法、あるいはそれで足りないのであれば別の方法も含めて当然検討させていただきますので、運用まで継続的に検討させていただき、実効性が十分高まるように、その上で、いわば実質的な届け出の義務化状態が達成できるように、役所としては最大限努力させていただくということをお約束させていただきます。報告書といたしますか、審議会からの答申としてはそういうことを厚生労働省のほうに宿題として投げつけていただく形で、私どもとしては、それで十分対応させていただくということをお約束させていただきたいと思っております。

○寺本部長 神田委員、どうぞ。

○神田委員 私は前回出ていっていませんでしたが、非常によく整理されたと思います。ゲノム編集技術を使ってつくった生物というからいろいろなものを想像してしまうので、大方はいわゆるカルタヘナ法の対象になるような組換え生物になることが多いと思います。それは全部規制対象ですから、何かあれば、カルタヘナ法は罰則もありますから、しっかり規制されます。

ここでは、その中のごく一部で、それこそ従来の放射線であるとか変異誘起剤でつくるのと区別不能な、そういうものに関してのみ、議論しています。もし、アレルギーなり何なり害を及ぼすようなものができるかどうか、たとえ情報をもらっても、予測できないです。

情報をもたらるのは、カルタヘナ法に該当しないということが明確な場合でも、食品とする前の栽培をする段階で環境省とか厚労省に情報を届けることになります。その段階で一旦情報の収集がされて、これをさらに食品にするときにもう一回云々という議論でしょう。ゲノム編集技術でつくった食品としてカルタヘナ法の対象になるようなものを全部ひっくるめて議論しているのではないということを確認したら、はるかに安心度が増すのではないのでしょうか。

○寺本部長 二村参考人、どうぞ。

○二村参考人 この97行目、開発者等に対して必要な情報の届け出を求めるということで、開発者というのが具体的にどういう人たちなのかというのが、私は読んでいてわかりませんでした。多分、今、神田先生がおっしゃったことと関連するのではないかと思ったのです。

それと、先ほど御説明があった実効性を高める取り組みの中で、周知をするということを書かれているのですけれども、周知というのは非常に一方的なイメージがあって、周知はしましたよ、ということで終わるのではないか。そのリアクションはどうかということに不安を持つというのは当然のことだと思います。もう少し踏み込んで、ほぼ実質的に義務的なものである、ちゃんとカバーされるものだという具体的なイメージがつかめるといいのかと思ったのです。そのあたりは、この段階で何かもう少し情報があればお話しただけないかと思いました。

○寺本部長 それでは、まず、どうぞ。

○吉田課長 もし不十分であれば、また田部井先生あるいは中島先生あたりにフォローしていただければありがたいと思うのですが、ここで開発者といいますのは、海外でこういう農作物を開発しているような企業ですね。例えば、具体的なあれですと語弊があるかもしれませんが、モンサント社でありますとかそういったような企業、あるいは、場合によっては研究者というのがやっているかどうかわかりませんが、そういう新しい農作物を開発するベンチャー企業というのもあるかもしれませんが、そういったところがいわゆる技術あるいは情報を一義的には持っていると思いますので、ここで一義的に我々が想定しておりますのは、そういったものを開発した農作物の企業、あるいはベンチャー企業ということ想定しております。

したがって、先ほどの二村参考人からの御指摘で、周知する相手先としまして、当然、農林水産省、あるいは研究もあるかもしれませんが、文部科学省、それから関係事業団体等の農作物を扱っているような団体、そういったものを通じて周知を図っていく。これは通常の食品で周知する範囲よりも、今回はそういった意味で広げた形にしまして、十分な周知を

図り、認知を促していきたいということで、御提案させていただいているということでございます。

○寺本部長 よろしいですか。

一方的な周知ではなくて、届け出をするということは、それを認識して届け出ることですね。ですから、そういった意味では、そこで周知と認知ということが担保されるということではないかと思うのです。

栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 アレルギーの話が出てきたので、神田先生におっしゃっていただいたアレルギー情報はもらっても、それでアレルギーを発症するかどうかわからないというのは全くおっしゃるとおりだと思うのです。人口の約半分に何らかのアレルギーがあるとはいっても、何で発症したかと分けていくと、物すごくまれな原因で発症しているグループもあるわけですね。ただ、研究者が、このわからないものの原因は何かと探ろうとしたときに必要な情報というのがあるので、それを出していただきたいというお願いを私は前々回のときからさせていただいたので、最初に出ていなくても、起こったときにたどっていけるような方法をぜひとっていただきたいと思いました。

○寺本部長 どうぞ。

○曾根委員 先ほどの神田委員と栗山委員の御発言についてですけれども、医学的に見て個人差もあるので、今回のゲノム編集技術だけではなく、従来の組換え技術や従来の育種技術でもアレルギー発症の可能性は、極めて低いけれども完全には否定できないというのはそのとおりだと思うのです。恐らくそういうことが、一般消費者にとっては、不安になっているということはあると思うのです。

それと関連したことで、ちょっと戻るのですけれども、2ページ一番下あたりに、ゲノム編集技術におけるオフターゲット等云々で、このような悪影響が発生する可能性を十分に考慮する必要があるが、継代、育種過程における選抜育種を得ることで、そうした影響は一般に排除されると考えられるという、部分があります。この文言が、医学的に見て、私は前からちょっと違和感があったのです。なぜなら継代とか育種というのは植物側の問題であって、継代とか育種とか選抜を幾らしても、新しくできたものが植物に悪さをしない限り、植物には別に全然問題はないわけです。ただ人間には、もしかしたら極めて低い可能性であっても影響する可能性はある。極めてまれで、しかも個人差もあり、当該食品が原因であると証明することも極めて難しいとしても、この可能性は認めなければいけない。でも、その可能性について否定的な書き方をしてしまうと、植物と人間を一

緒にしているかのような印象を与え、一般の国民にわかりにくい。ですから、その可能性は認めた上で、今までの育種技術でもそういうことは起こり得ただけけれども、何百年もやっていて、そういうことは今までほとんどなかったという書き方にした方がよい。むしろ今の新しい技術は、アレルギーをよくするような食品をつくろうという方向に応用しているものさえあります。それは別としても、今までそういうことは具体的に起きていないのだけれども、極めて低い可能性で起こり得るのだということははっきりと書いて、嫌な人が食べないという選択を実効性のあるものにするために、義務という言い方が適切かわかりませんが、今できる最大の規制を進めていけば、一般消費者の不安もやわらげて、同時に、実際に即したものになるのではないかと感じております。

○寺本部長 田部井参考人、どうぞ。

○田部井参考人 今の曾根先生の御指摘なのですけれども、この文章は言葉が足りないように思えるので少し補足したほうがよいと思います。この最初の悪影響というのは健康に対する悪影響であって、そういうものが育種過程の中で取り除かれるという意味で書かれているのだと思います。ということで、例えば61行目の「ズレによる何らかの悪影響が」と続けずに、「何らかの健康に対する悪影響が発生する可能性がある」としてはいかがですか。ただし、そういうものについては、育種過程で戻し交雑とかをして、訂正されれば、従来の品種と同様の配列になる。そういう理解ではないかと思いません。

○寺本部長 栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 そうなのでしょうか。よくわからないのですけれども、例えばアレルギーを発症するようなたんぱく質の、何というのでしょうか。

○曾根委員 オフターゲットで新しいたんぱく質ができてきた場合は、常にアレルギーの危険は否定できないのです。ただ、本当に編集後の遺伝子が元に戻って、読み枠がずれていなくて、新しいたんぱくがもうその編集部分以降はできないということがきちんと証明されていればいいのですけれども、そうでもなければ、それは幾ら育種をやっていて選抜をしても、植物の中だけではわからない話で、具体的には動物実験をして安全を確認してみないと何とも言えない話だと思います。

○寺本部長 どうぞ。

○田部井参考人 そういう御懸念があるのですけれども、多分、植物全体で何が起きているかというのは、実際の育種とか成育させている間でも起こることです。ゲノム編集に伴って起こる可能性をどう排除できるかということで、そうなると次の4ページになりますけれども、求める情報というところの中で、

目的として改変したところで読み枠が変わっているかどうかをちゃんと見ましようとしています。

それから、オフターゲットが起こる蓋然性の高いところも調べましようとなっています。ただ、それ以上はわかりませんよということで、それ以上のことについては従来の作物が持っている安全性であり、同程度のリスクもあるという判断にならざるを得ないのではないかと思います。

○寺本部長 浦郷参考人、どうぞ。

○浦郷参考人 ゲノム編集技術を利用した食品に対して、消費者とか国民の理解をまだ得られていないと思います。やはり一番怖いのは、私たちの知らないうちにゲノム編集技術を利用した食品が流通してしまっ、知らないうちにそれを食べてしまっている。ゲノム編集技術を利用した食品に対する安全性、私は安全だとは思っていますけれども、そこを全ての国民が理解しているかということ、そこはそうでもないと思いますので、知らないうちに流通してしまうというのは、やはりちょっと困ることだなというのはお話を聞いていて思いました。

ただ、ちゃんと食品として流通させるには届け出をしてほしいというのは、皆さん同じ意見だと思います。法律のことは詳しくないのでわかりませんが、そこが法的になかなか難しいというのであれば、それはいたし方ないかなと思いますが、この報告書の文言というのはとても大事だと思います。先ほど私は法的義務化と言ってしまったので、それでは難しいのであれば、3ページの下から4行目のところです。「厚生労働省は、」の次のところに、実質的に義務化と同等のというのですか、そういう文言を入れていただけたらなと思います。それで実効性が十分に担保されるということでお答えいただいていますので、そういうことをお願いしたいと思います。

○寺本部長 私も、そこに何かそういった義務化をにおわせるような言葉を入れておいたほうがいいかなということと、将来的な義務化も見据えたとか、そういったような言葉を入れてもいいのかなという気がしたのです。

というのは、先ほど、現時点ではなかなかそぐわないと。でも、それは将来的にはもしかしたらそのような方向も一応視野に入れているというような、そういうことをここに入れると、これはほぼ義務化に近いということが言えるのかなと思うので、ちょっと御検討いただけますでしょうか。皆さんの御意見はそこにあると思います。

○吉田課長 御指摘ありがとうございます。

今、御議論いただきました方向で、少し文言は精査させていただきます、その趣旨が反映されるような形で検討させていただきたいと思います。

○寺本部長 どうもありがとうございました。

この前、非常に問題になった一番大きな問題はここだろうと思いますので、御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、(2) ゲノム編集技術によって得られた生物を利用して製造された添加物の取り扱いということで、添加物ですね。これはいかがでございましょうか。

○三橋専門官 申しわけありません。(1) のところで本日御欠席の北嶋委員から意見がございましたので、そちらを御紹介させていただきます。

北嶋委員からの御意見です。部会報告書案の3ページ、80行目の○の部分について。導入遺伝子等の外来遺伝子やその一部が除去されていないものが組換えDNA技術に該当し、規格基準に基づく安全性審査の手続を経る必要があることという考え方が非常に重要と考える。まずはこの決まりごとが前提で、これが共有される必要がある。その上で、組換えDNA技術に該当しないことが確認されたゲノム編集技術応用食品が開発者等から届け出されることになるということである。

2つ目としまして、また、現状の80行目の記載では、導入遺伝子及びその一部となっているが、当部の、先生の研究室の研究者の研究において、動物細胞のケースであるが、培養液中に存在する外来遺伝子がゲノム編集技術を利用する際に意図した切断箇所に挿入されることも起こることが確認されたところである。この論文は近々パブリッシュされる予定であります。したがって、企図、企図外を問わず、外来遺伝子あるいはその一部が組み込まれる結果となるものは、組換えDNA技術に該当することが明確となる記述とすべきと考える、こういった意見がございました。すみません。

以上でございます。

○寺本部長 それは反映できるのですかね。今のお話で、そういう御意見はわかるのですけれども。

○三橋専門官 こういった意見を今後。

○森田室長 このこの修文の意見ですけれども、例えば、導入遺伝子及び一部ということですが、ここを外来遺伝子及びその一部とするか、導入遺伝子その他の外来遺伝子及びそれらの一部とするか、そういう形で修文できるかと思えます。

○寺本部長 了解いたしました。

よろしいですか。

それでは、先へ進めさせていただきます。5ページの上のところでございますが、(2) ゲノム編集技術によって得られた生物を利用して製造された添加物の取り扱いということでございます。これについてはいかがで

ございましょうか。

よろしゅうございますか。添加物に関しては、組換えのほうも余り。

それでは、(3) その他留意事項ということでございますが、ここに関してはいかがでございましょうか。

これはいいですね。

それでは、「4. その他必要な取組」ということで、リスクコミュニケーション、調査研究の推進、諸外国の取り扱い等々のところでございますが、これについてはいかがでございましょうか。この前も、かなりリスクコミュニケーションに関しては重要な案件ということで議論されたと思いますが。

私は、これは非常に重要だと思うのですが、実際にリスクコミュニケーションをきちんととるということは、なかなか現実的なところで難しいなと思うので、その方法論も含めてこれから考えていく必要があるのかなと思うのですけれども、こういった方法でつくられたものがこれから出ていくかもしれないということは知った上で、皆さんが御利用になるということは非常に重要なことでございますので。

石見委員、どうぞ。

○石見委員 このような技術を使って作成された作物あるいは添加物については、周知するという意味では表示が非常に重要なことになってくると思うのです。ただ、表示は消費者庁かもしれないですけれども、そのあたり、厚労省はどのようにお考えなのかというところをお聞かせいただきたいのです。

○寺本部会長 よろしくお願ひします。

○吉田課長 表示の問題につきましては、ただいま委員御指摘のとおり、消費者庁が検討するというところでございます。その際には、私どもの検討状況を踏まえつつ、消費者庁のほうで検討するという形をとると承知しておりますし、私どももそうするべきだと思っております。ですので、最終的なところは消費者庁さんの御判断になりますけれども、今回の私どもの取り扱いを踏まえた形で、消費者庁において適切に対応されるものと考えております。

○寺本部会長 二村参考人。

○二村参考人 その点で気になるのは、表示をすとかしないとか、表示の制度は、さかのぼってその前の制度に非常に規定されるところがあるので、今の議論の状況ですとか、厚生労働省での御検討の方向性について、消費者庁ときちんと共有をしていただくことが必要なのではないかと考えているのです。

厚労省のほかの部会などでは、例えば農薬の部会などですと農水省の方が陪席されたりということがあるので、今回、消費者庁の方が陪席をされていないので、そこがとても気になっているところなのですが、

いかがですか。

○吉田課長 大変申しわけございません。このメインテーブルのほうには陪席しておりませんが、事務局として、関係省庁の中に消費者庁の方も当然オブザーバーとして御参加いただいております。

○寺本部長 本来であれば、御意見を求められるようなところにいらっしゃったほうが本当はいいと思うのですけれども。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 リスクコミュニケーションは非常に大切だと私も思います。このリスクコミュニケーションという言葉は、コミュニケーションということから双方向性であります。ここではリスクコミュニケーションの取り組みを一層推進というように191行目に書いてありますが、もう少し具体的に、何と何とのリスクコミュニケーションというようなことを考えられ得るものを挙げて書いていただくと、具体的にこういうリスクコミュニケーションをするのだということが明確になって、実際にそういう取り組みの構造とか仕組みをつくりやすいのではないかと考えました。

○寺本部長 どうもありがとうございます。

確かに私も、文言だけでリスクコミュニケーションをとるということは少しいかなものかと思っておりまして、何らかの形で具体性のある程度明示してもらったほうが本当はいいかなと思います。

そういったことで、もし消費者の方々からいろいろな意見が出てきた場合、ちゃんとそれが皆さんにわかるような形で議論できる場があったほうがよろしいかなと思うので、そういった言葉の書きぶりというのでしょうか。それもできれば考えていただければと思います。

曾根委員、どうぞ。

○曾根委員 一般国民の感覚からいうと、不安が拭い切れないという方々はどうしてもおられるので、具体的なリスクコミュニケーションとしては、表示がきちんとしていて、避けたい人が避けられる仕組みになっているということが、最も重要だと感じるのです。

この表示という問題は、国民、消費者の立場からだけでなく、実は業界にとっても非常に重要な問題で、避けられるという状況で安心して出せているということは、逆に言うと、国民の不安を除けるということにもなります。国民の不安がある状態だとゲノム編集技術応用食品そのものの発展を阻害する可能性すら逆にあると思うのです。

ですので、表示がきちんとしていているということは本当に重要な問題だと思います。あえてリスクコミュニケーションという抽象的な言い方ではなくて、国民の中でいろいろな不安があるということは率直に認めた上で、

でも、その可能性は科学的に見て極めて小さい、だけれども、そういうものがあるということを前提にしてわかりやすい表示に努めるとか、そのような趣旨でもう一步踏み込んだ記載にしてもいいのかなという感じがいたしております。

○寺本部長 栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 第一歩は表示だと思うのです。それは御検討をぜひいただきたいと思うのですが、あとはやはり、食べたくない人が避けるというだけではなくて、避けられることは表示によって避けられますけれども、これからそれこそどんどんその方向に進んでいってしまうので、心配だけれども確認したい。必ずしも嫌ではなくて不安という方のために、もしできたら、質問があったことを、順次でいいと思うので、答えるページとかをつくっていただけたらなど。

もちろん、積極的に研究者の方々から、自分たちのなさっている研究が不安だけではなくて役に立つということを発信していくことはリスクミの中ですごく大事なことだと思うのですが、そこまでいかなくても、そんな不安に答えることをしていただければなと思います。

どんなことを不安に思っているかなどというのは、私の質問、毎度毎度確認するみたいな私の質問で、本当に素人はここまでわからないのだということが多少は皆さんにもおわかりいただけるかと思うのですが、そんなものなので、そういう人たちを取り残していかないようなことをぜひお願いしたいなと思います。

○寺本部長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 先ほどの栗山委員の御発言に関係して思いつきました。(1)のリスクコミュニケーションの推進と(2)の調査研究の推進の両方に絡むお話です。(2)のところで技術関連の調査研究の推進と書いてありますが、これは非常に大切なのですが、もう一つ、届け出られるような情報などを活用した社会学的な研究や、公衆衛生的な研究も同時に進めていくことは極めて大切だろうと考えました。

ということで、調査研究の推進のところを、技術関連研究ともう一つ、公衆衛生、行政的な研究、この2つに言及していただけないかと考えます。

○寺本部長 栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 皆さん、研究者の方は、研究なさるとこういう報告書を出されますよね。なかなか普通の人には読む機会がない。これに書いてあるのにとっちらかもしれないのですが、普通の人には、そういうものが存在することすら知らなくて、不安であっても、そこまでたどりついて確認するという事はなかなかできない。

例えば今、報告書よりもっともっと簡単なレベルですけども、学会などですと市民公開講座というものをしたりしているので、もし研究者の方でその気がおありになる方は、研究報告を冊子だけではなくて市民公開講座みたいなものを作っていただけたら、もうちょっと、不安が大きな声になるのではなくて、安心を感じていただける方がふえていったら、そんな方法でふえていけるのではないかなと思います。

○寺本部長 どうもありがとうございます。

浦郷参考人、どうぞ。

○浦郷参考人 やはり科学的なことはすごく難しく、私たちなんかもそうですけれども、一般の消費者とか国民はわからないことがとても多いと思います。だから不安になってしまうというところで、リスクコミュニケーションというのは何回も何回も繰り返してやっていただいて、わかるように説明をしていただくということが一番大事なかなと思います。

それから、先ほど表示についてもお話がありました。避けたい人が避けられるとおっしゃっていましたが、積極的に欲しいという人もいるかと思しますので、ちゃんと選択できるような表示がすごく必要だと思いますし、そのためには、やはり届け出を義務化というところがとても重要なところだと思いますので、そこはぜひお願いしたいと思います。

○寺本部長 二村参考人、どうぞ。

○二村参考人 私も浦郷さんとほぼ同じようなことを思っていて、1つは、リスクコミュニケーションといったときには、コミュニケーションというのは双方向なものであるからこそ非常に時間がかかるということと、手間がかかるということは承知の上で、それが重要なのだということを改めて書いていただく必要があるということ。

また、先ほど佐々木先生がおっしゃったことも非常に重要だと思います。つまり、社会的にどういう状態になっているのかということがわかることは非常に重要だと思いますし、それをわかるためにも、やはり先ほどの届け出によって、データや情報が集まってくるということがとても重要だと思っています。

そういう意味では、ちょっと戻ってしまって申し訳ありませんが、3ページの103行目ぐらいのところ、「ゲノム編集技術応用食品に係る情報・データの蓄積や新たな育種技術に対する消費者の不安への配慮も必要であることから」と、なぜ届け出を求めるのかという理由が書いてあるのですけれども、この理由というのが私は非常に重要だと思っています。当然、消費者の不安ということもあるのですけれども、むしろ前半部分の情報やデータの蓄積を行うために必要なのだということを、これは先ほど業界に

とっても重要だという話がありましたが、社会全体にとって重要なのだということだと思います。単に消費者が不安だから届けて下さいということではないのだということ、社会的に重要なのだということをしっかり書いていただきたいと思います。これは、最後のところの施策に反映してくる内容ですので、その点を申し上げておきます。

○寺本部長　　いかがですか。先ほど、私も前から、いろいろな食品などを扱っているときにいつも思うのですけれども、その後の情報をどこが所管して、どのように集めていって、それをどのように国民に対して知らせていくのかというあたりがどうも見えないものが多いのですね。ですから、その辺のところの仕組みをきちんとつくっていただくということもすごく重要なことなので、これも消費者庁問題なのかもしれませんけれども、その辺も含めた形で厚生労働省のほうからも報告書の中で必ずそういったことをしていただきたいという、まさしく佐々木委員がおっしゃったとおりで、これからの調査研究という中でも、そういった社会情報においても必要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○吉田課長　　御指摘どうもありがとうございます。

表示の関係につきましては消費者庁のお話になるかもしれませんが、当然これまでの議論もオブザーバーとして聞いていただいているところでございますが、本日の議論につきましては、私ども、改めまして、消費者庁のほうに本日の議論内容、それからその重要性ですね。表示の重要性については十分に伝えるように、これはお約束させていただきたいと思います。

○寺本部長　　よろしゅうございますか。

それでは、大体議論をしていただきましたので、この報告書案につきましては、きょういろいろと御意見いただきましたので、幾つか修文もございます。その修文に関しましては、委員の先生方にまたメール等々でお送りいたしまして、御確認いただきたいと思います。最終版に関しましては、一応、軽微な文言等であれば、私、部会長のほうに一任していただければと思っておりますが、よろしゅうございますか。

それで事務局もよろしいですか。

○吉田課長　　修文については、本日いただいた内容につきまして、私どもで適切に反映させていただきまして、先生方に確認し、最後は部会長に御一任させていただきたいと思います。

その中で、先ほどの届け出の部分の記載につきましては、いろいろ御議論がございました。ただ、その記載ぶり、記載の内容といたしますか表現ぶりにつきましては、部会長が御発言いただいたように将来的な義務化を見据えたとか、そういったような表現ぶりも視野に入れた形で対応させてい

ただければなと思っています。

法的な整理の中で報告書に書く表現ぶりが適切かどうかというところもございますので、そのあたりは少し慎重に、趣旨は当然反映するようにさせていたきたいと思いますが、表現ぶりは部会長の御提案も含めて適切に対応させていただきたいと思っております。

○寺本部会長 よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議事を終了いたします。

事務局のほうから連絡事項はございますでしょうか。

○吉田課長 長時間の御議論をどうもありがとうございました。

事務局のほうから連絡事項として2点ございます。

まず1点目でございますけれども、ゲノム編集技術応用食品の取り扱いについての今後の予定について御説明をさせていただきます。この部会報告書の案につきましては、本日いただきました御意見を踏まえて、これから最終化に向けて作業させていただきます。最終化された報告書の案につきましては、約1カ月間の意見募集、いわゆるパブリックコメントの手続を進めてまいりたいと思っております。意見募集の期間中に東京と大阪にて一般の皆様、消費者の皆様も含めた説明会を開催させていただきたいと考えているところでございます。その1カ月間の意見募集の結果を受けて、それを取りまとめ、その後にも改めまして当部会を開催いたしまして、部会としての最終的な取りまとめをお願いしたいと考えているところでございます。

今後の予定については、そんなところでございます。

先生方におかれましては、これまで本当に大変お忙しい中、活発な御議論を賜りまして本当にありがとうございました。

2点目でございます。皆様方、御案内のとおり、今月、薬事・食品衛生審議会の委員の改選が予定されてございます。したがって、現在の委員構成で行われます当部会は本日が最後ということになります。委員の皆様におかれましては、平成29年1月から2年間にわたりまして、当部会の審議に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

薬事・食品衛生審議会のルールというのがございまして、その中で、委員の通算の任期というものが原則10年までという形にされておりますため、長年にわたりまして御尽力いただきました寺本部会長、神田委員、栗山委員におかれましては、大変残念ではございますけれども、今期で御退任いただくこととなります。改めまして、この場をおかりしまして、長年の先生方の御尽力に心から感謝を申し上げたいと思っております。本当にありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○寺本部会長　もう10年になったのだなと思いますけれども、私も後ほど一言申し上げますが、神田委員並びに栗山委員から一言ずつお言葉をいただければと思います。

神田委員、まず最初をお願いいたします。

○神田委員　私はウイルス学を基礎として、感染症の研究ないしは感染症の研究を支援する活動をしております。この部会の中心的な先生方とは多少視点がずれていて、余計なことを言いながら10年間やってきたように思います。

少しでも厚生行政に貢献できたとすれば大変うれしいし、長い間大変お騒がせいたしました。どうも失礼いたしました。

○寺本部会長　栗山委員、どうぞお願いいたします。

○栗山委員　私は、アレルギーの子供たちの社会環境の整備をしたいと思って立ち上げた「アラジーポット」という会の代表をしております。神田先生は、ここに御参加の先生方とは少し視点がずれていてとおっしゃいましたけれども、私の場合は全く違うというか、全くずれているというか、この議論を聞いていない方々に、なかなかわからないことをできるだけわかりいただけるように、議論とは別な視点の質問をさせていただきながら、御理解をいただけるように努めてきたつもりです。

本当に事務局の方も、委員の皆さんはもちろんのこと、全く違う視点の質問に根気強くおつき合いいただき、納得のいくよう御調査いただき、お答えくださった皆様に深く心から感謝申し上げます。またこれに懲りずに違う視点の意見を、ぜひ皆さん、聞いていただければと思います。どうもありがとうございました。

○寺本部会長　どうもありがとうございます。

では、私のほうからでございますが、私の率直な気持ちは、先ほど申し上げましたように、10年たったのだなという感じがいたしますけれども、私もどちらかというと内科学で代謝を中心にして行っておりますので、この部会の部会長をすることが適任かどうかということは常々疑問に思っておりましたけれども、逆に、私は、そういう目でニュートラルにいろいろなものを見られたなかとっております。

逆に、非常にこの会を通して私はいろいろと勉強させていただいて、得るものが非常に多かったかなと。こんなことを言うと失礼ですが、こういう会に入れていただいて、本当に皆さんの御意見を伺えるということも非常に楽しいことだったと思いますし、先ほど栗山委員、栗山委員とは消費者庁のときも大分長いおつき合いをさせていただきましたけれども、ああいう栗山委員のような御意見がいろいろ出てくるという、こういう会

が、これからもやはり日本の健康行政等々にとって非常に重要なことではないかと思しますので、そういう姿勢でこれからもやっていただければと思っております。今後とも頑張ってお手伝いさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

それでは、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。